

○財務省告示第三百二号
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。
平成十八年八月一日
財務大臣 谷垣 禎一
（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第一回	四億七百四十六万円	四億六百八十九万四千六百五十四円
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第十三回	四億四千四百九十五万円	四億四千四百五十四万九千九百六十五円
合 計		八億五千二百四十二万円	八億五千四百四十四万四千六百十九円

○厚生労働省告示第四百六十一号
雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第四百十条第十七号口の規定に基づき、平成十八年厚生労働省告示第二百七号（雇用保険法施行規則第四百十条第十七号口の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する研修を定める件）の一部を次のように改正する。
平成十八年八月一日
厚生労働大臣 川崎 二郎

表社団法人 北海道看護協会の項中、「変革を求められている看護管理」を「病院経営と看護管理」に改める。
○厚生労働省告示第四百六十二号
薬事法（昭和三十五年法律第一百四十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第二百十二号）の一部を次のように改正する。
平成十八年八月一日
厚生労働大臣 川崎 二郎

別表に次のように加える。	別表に次のように加える。	厚生労働大臣 川崎 二郎
三百七十三 1 発作時心臓活動記録装置	ト〇六〇一一	医師の指導の下に患者が携行し、発作時の心電図記録を行うこと。
三百七十四 1 脳波計	ト〇六〇一一	脳の活動電位の導出、記録若しくは分析又はそれらの組合せにより、診療のための情報を提供すること。
三百七十五 1 胎児頭皮用電極 2 分娩監視装置 3 子宮用力ターゲル	ト一一三〇三	胎児の心拍数及び母体陣痛の検出に用いること。
三百七十六 1 経皮血中ガス分析装置・パルスオキシメータ組合せ生体現象監視用機器 2 経皮血液ガスセンサー・パルスオキシメータプローブ組合せ生体現象監視用機器	ト〇六〇一一	経皮的に血中の酸素分圧、二酸化炭素分圧又は酸素分圧及び二酸化炭素分圧を測定し、及び表示するとともに動脈血の経皮的酸素飽和度を測定し、及び表示すること。

三百七十七 1 耳機能検査装置	ト〇六〇一一	嚙下運動に伴う鼻腔と外耳道の間の通音性の変化、嚙下運動を含む生理現象によって中耳腔が解放される際の圧力の変化又はその両方を観測することにより、耳管の開閉機能の検査に用いること。
三百七十八 1 分割型レジン白歯	ト〇九九三一一 ト六〇〇一一	咬合面に金属を使用するレジン白歯を作製するために用いること。
三百七十九 1 歯冠用熱可塑性レジン	ト〇九九三一一 ト六〇〇一一	射出成型等によりクラウン、インレー、暫間被覆冠等を作製するために用いること。
三百八十 1 歯科インプラント用上部構造物材	ト〇九九三一一 ト六〇〇一一	埋植後の歯科用インプラントから口腔内へ露出したアパットメントに機械的に固定するために用いること。
三百八十一 1 歯科動揺歯固定用接着材料	ト〇九九三一一 ト六〇〇一一	動揺歯の固定に用いること。
三百八十二 1 歯科用レジン系印象材	ト〇九九三一一 ト六〇〇一一	口腔内の印象採得に用いること。

○農林水産省告示第十五十一号
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の十三第一項の規定に基づき、加工食品品質表示基準（平成十二年三月三十一日農林水産省告示第五百十三号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
平成十八年八月一日
農林水産大臣 中川 昭一

第三条の見出しを「義務表示事項」に改め、同条中「一並びに、を削り、同条第一項中「製造業者又は加工包装業者、加工包装業者又は輸入業者」に改める。
第四条第一項中「第5号」を「第6号」に改め、同項第二号中「当該複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。この場合において、複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満のとき又は複合原材料の名称からその原材料が明らかなきときは、当該複合原材料の原材料の記載を省略することができる。」を「次に定めることにより記載すること。」に改め、同号を次のように加える。

（イ）複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、当該複合原材料の原材料が3種類以上ある場合においては、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高い順が3位以下であって、かつ、当該割合が5%未満である原材料については、その他、と記載することができる。

（ロ）複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、当該複合原材料の原材料の記載を省略することができる。